

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大空福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別記1の通りとする。但し、法人職員を兼ねる場合は、これを支給しない。
- 3 評議員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別記2の通りとする。但し、法人職員を兼ねる場合は、これを支給しない。

(費用弁償の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃については、評議員会の決議をもって行うこととする。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月28日(評議員会の議決日)から施行する。

別記1 役員費用弁償

	目 的	10km未満	10km以上
理事長	法人運営管理・理事会・評議員会出席の都度	2,500円	2,700円
理 事	理事会・評議員会出席の都度	2,500円	2,700円
監 事	実地指導監査・監事監査・理事会・評議員会等出席の都度	2,500円	2,700円

別記2 評議員費用弁償

	目 的	10km未満	10km以上
評議員	評議員会出席の都度	2,500円	2,700円